

令和 3 年

第 1 回八雲町議会臨時会

議 題

開会 令和 3 年 1 月 2 1 日

閉会 令和 3 年 1 月 日

八 雲 町

個人情報の保護により議案の一部を^{アスタリスク}「*」で表示しています。

議案第 1 号

令和 2 年度八雲町一般会計補正予算（第 14 号）

令和 2 年度八雲町の一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 479,439 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,491,366 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 3 年 1 月 21 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		5,272,955	194,903	5,467,858
	1 地方交付税	5,272,955	194,903	5,467,858
15 国庫支出金		3,499,577	8,900	3,508,477
	2 国庫補助金	2,795,216	8,900	2,804,116
18 寄附金		1,957,824	195,589	2,153,413
	1 寄附金	1,957,824	195,589	2,153,413
19 繰入金		2,752,062	80,047	2,832,109
	1 基金繰入金	2,752,062	80,047	2,832,109
歳 入 合 計		19,011,927	479,439	19,491,366

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		3,993,092	301,242	4,294,334
	1 総務管理費	3,926,962	301,242	4,228,204
4 衛生費		2,183,029	8,900	2,191,929
	1 保健衛生費	1,640,358	8,900	1,649,258
7 商工費		568,746	169,297	738,043
	1 商工費	568,746	169,297	738,043
歳 出 合 計		19,011,927	479,439	19,491,366

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	町内循環型商品券発行事業	169,297

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,272,955	194,903	5,467,858
15 国庫支出金	3,499,577	8,900	3,508,477
18 寄附金	1,957,824	195,589	2,153,413
19 繰入金	2,752,062	80,047	2,832,109
歳入合計	19,011,927	479,439	19,491,366

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,993,092	301,242	4,294,334
4 衛生費	2,183,029	8,900	2,191,929
7 商工費	568,746	169,297	738,043
歳出合計	19,011,927	479,439	19,491,366

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	195,589	105,653
8,900	0	0	0
0	0	0	169,297
8,900	0	195,589	274,950

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	5,272,955	194,903	5,467,858
計	5,272,955	194,903	5,467,858

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
3 衛生費国庫補助金	45,935	8,900	54,835
計	2,795,216	8,900	2,804,116

1 8 款 寄附金

1 項 寄附金

	千円	千円	千円
2 ふるさと応援寄附金	1,941,368	195,589	2,136,957
計	1,957,824	195,589	2,153,413

1 9 款 繰入金

1 項 基金繰入金

	千円	千円	千円
2 ふるさと応援基金繰入金	2,342,836	80,047	2,422,883
計	2,752,062	80,047	2,832,109

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	千円 194,903	普通交付税	千円 194,903

1 保健衛生費補助金	千円 8,900	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	千円 8,900

1 ふるさと応援寄附金	千円 195,589	ふるさと応援寄附金	千円 195,589

1 ふるさと応援基金繰入金	千円 80,047	ふるさと応援基金繰入金	千円 80,047

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
12 地域振興対策費	千円 2,938,332	千円 301,242	千円 3,239,574	千円	千円	千円 195,589	千円 105,653
計	3,926,962	301,242	4,228,204	0	0	195,589	105,653

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2 予防費	千円 124,462	千円 8,900	千円 133,362	千円 8,900	千円	千円	千円
計	1,640,358	8,900	1,649,258	8,900	0	0	0

節		説明	明
区分	金額		
7 報償費	千円 57,176	ふるさと応援寄附返礼品	千円 57,176
10 需用費	448	消耗品費 印刷製本費	124 324
11 役務費	22,871	ふるさと応援寄附返礼品運搬料	22,871
12 委託料	25,158	ふるさと応援寄附金事務代行業務委託料	25,158
24 積立金	195,589	ふるさと応援基金積立金	195,589

1 報酬	千円 1,035	会計年度任用職員事務員報酬	千円 1,035
4 共済費	10	社会保険料	10
8 旅費	72	会計年度任用職員事務員通勤旅費	72
10 需用費	993	消耗品費 印刷製本費 自動車燃料費	717 260 16
11 役務費	926	運搬料 電話料 電話回線工事手数料 新聞折込手数料	638 54 213 21
12 委託料	3,515	健康管理システム改修業務委託料	3,515
13 使用料及び賃借料	122	電話機借上料 健康管理システムパソコン借上料	4 118
17 備品購入費	2,227	新型コロナウイルスワクチン接種業務用備品購入費	2,227

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 商工振興費	千円 480,247	千円 169,297	千円 649,544	千円	千円	千円	千円 169,297
計	568,746	169,297	738,043	0	0	0	169,297

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	千円 505	会計年度任用職員事務員報酬	千円 505
4 共済費	5	社会保険料	5
10 需用費	2,656	消耗品費 印刷製本費	146 2,510
11 役務費	5,440	運搬料 新聞折込手数料	5,380 60
12 委託料	691	町内循環型商品券発行業務委託料	691
18 負担金補助及び交付金	160,000	町内循環型商品券発行事業交付金	160,000

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(250) 241	320,685	877,718	662,032	1,860,435	515,041	2,375,476	
補正前	(247) 241	319,145	877,718	662,032	1,858,895	515,026	2,373,921	
比較	(3)	1,540			1,540	15	1,555	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	28,074	32,086	79,907	16,679	360	3,702	25,845	7	244,057
	補正前	28,074	32,086	79,907	16,679	360	3,702	25,845	7	244,057
	比較									
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当		合計
	補正後	180,129	21,958	9,446	1,926	79	552	17,225		662,032
	補正前	180,129	21,958	9,446	1,926	79	552	17,225		662,032
比較										

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(242)	320,685		73,707	394,392	57,511	451,903	
補正前	(239)	319,145		73,707	392,852	57,496	450,348	
比較	(3)	1,540			1,540	15	1,555	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後									41,129
	補正前									41,129
	比較									
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当		合計
	補正後	31,728	850							73,707
	補正前	31,728	850							73,707
比較										

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	1,540	その他の増減分	イ 会計年度任用職員 ・報酬	◎新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る会計年度任用職員 ・報酬1,035 ◎町内循環型商品券発行事業に係る会計年度任用職員 ・報酬505
共済費	15	その他の増減分	イ 会計年度任用職員 ・社会保険料	◎新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る会計年度任用職員 ・社会保険料10 ◎町内循環型商品券発行事業に係る会計年度任用職員 ・社会保険料5

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 1 月 21 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

奨学金の返還に関する訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 7 日

八雲町長 岩 村 克 詔

奨学金の返還に関する訴えの提起について

1 当事者

原告となるべき者

八雲町 代表者 八雲町長 岩 村 克 詔

被告となるべき者

住 所 神奈川県川崎市*****

氏 名 * * * *

2 訴えの要旨

被告となるべき者は、町から奨学金の貸付けを受けていたが、長期間にわたり返還を怠り、町の再三にわたる催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで町は、被告となるべき者の債権回収に係る一切の件について、弁護士法人佐々木総合法律事務所へ委任し、本件奨学金の一括返還を請求したところ、被告となるべき者はこれに応じず意思表示がないことから、今後も自主的な返還を期待することができない状況にあるため、本件奨学金の未返還金の支払いを求める訴えを提起する。

3 請求の内容

(1) 被告となるべき者は、町に対し、貸付けを受けた奨学金 330,000 円及び未返還金に対する各返還期限の翌日から返還済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告となるべき者の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

4 訴えの提起に至るまでの経過概要

(1) 町は、被告となるべき者に対し、平成 7 年 5 月に本件奨学金の貸付けを決定し、平成 10 年 3 月まで 360,000 円の貸付けを行った。

- (2) 被告となるべき者は、本件奨学金のうち、平成11年度分から平成20年度分までの330,000円の返還を怠った。
- (3) 町の代理人である弁護士は、被告となるべき者に対し、令和2年7月31日付内容証明郵便で、受領後7日以内に本件奨学金の返還又は相談等の連絡がなければ、法的措置に着手する意思表示をなした。
- (4) 被告となるべき者から指定期日を過ぎても何ら連絡もなく、本件奨学金の返還に応じないままである。
- (5) よって、町は被告となるべき者に対し、本件奨学金の未返還金の支払いを求める。

5 管轄裁判所

八雲簡易裁判所

6 訴訟に関する取扱いなど

- (1) 弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉顕氏ほか（札幌市）を代理人として、上記訴えを提起する。
- (2) 被告となるべき者から未返還金を返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は、和解するものとする。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 1 月 21 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

奨学金の返還に関する訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 7 日

八雲町長 岩 村 克 詔

奨学金の返還に関する訴えの提起について

1 当事者

原告となるべき者

八雲町 代表者 八雲町長 岩 村 克 詔

被告となるべき者

住 所 神奈川県横浜市*****

氏 名 * * * *

2 訴えの要旨

被告となるべき者は、町から奨学金の貸付けを受けていたが、長期間にわたり返還を怠り、町の再三にわたる催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで町は、被告となるべき者の債権回収に係る一切の件について、弁護士法人佐々木総合法律事務所へ委任し、本件奨学金の一括返還を請求したところ、被告となるべき者はこれに応じず意思表示がないことから、今後も自主的な返還を期待することができない状況にあるため、本件奨学金の未返還金の支払いを求める訴えを提起する。

3 請求の内容

- (1) 被告となるべき者は、町に対し、貸付けを受けた奨学金 96,000 円及び未返還金に対する各返還期限の翌日から返還済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告となるべき者の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

4 訴えの提起に至るまでの経過概要

- (1) 町は、被告となるべき者に対し、平成元年 4 月に本件奨学金の貸付けを決定し、平成 2 年 3 月まで 120,000 円の貸付けを行った。

- (2) 被告となるべき者は、本件奨学金のうち、平成5年度分から平成12年度分までの96,000円の返還を怠った。
- (3) 町の代理人である弁護士は、被告となるべき者に対し、令和2年7月31日付内容証明郵便で、受領後7日以内に本件奨学金の返還又は相談等の連絡がなければ、法的措置に着手する意思表示をなした。
- (4) 被告となるべき者から指定期日を過ぎても何ら連絡もなく、本件奨学金の返還に応じないままである。
- (5) よって、町は被告となるべき者に対し、本件奨学金の未返還金の支払いを求める。

5 管轄裁判所

八雲簡易裁判所

6 訴訟に関する取扱いなど

- (1) 弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉顕氏ほか（札幌市）を代理人として、上記訴えを提起する。
- (2) 被告となるべき者から未返還金を返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は、和解するものとする。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 1 月 21 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

奨学金の返還に関する訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 7 日

八雲町長 岩 村 克 詔

奨学金の返還に関する訴えの提起について

1 当事者

原告となるべき者

八雲町 代表者 八雲町長 岩 村 克 詔

被告となるべき者

住 所 富山県砺波市*****

氏 名 * * * *

2 訴えの要旨

被告となるべき者は、町から奨学金の貸付けを受けていたが、長期間にわたり返還を怠り、町の再三にわたる催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで町は、被告となるべき者の債権回収に係る一切の件について、弁護士法人佐々木総合法律事務所へ委任し、本件奨学金の一括返還を請求したところ、被告となるべき者はこれに応じず意思表示がないことから、今後も自主的な返還を期待することができない状況にあるため、本件奨学金の未返還金の支払いを求める訴えを提起する。

3 請求の内容

(1) 被告となるべき者は、町に対し、貸付けを受けた奨学金 158,000 円及び未返還金に対する各返還期限の翌日から返還済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告となるべき者の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

4 訴えの提起に至るまでの経過概要

(1) 町は、被告となるべき者に対し、平成 4 年 4 月に本件奨学金の貸付けを決定し、平成 7 年 3 月まで 360,000 円の貸付けを行った。

- (2) 被告となるべき者は、本件奨学金のうち、平成13年度分から平成17年度分までの158,000円の返還を怠った。
- (3) 町の代理人である弁護士は、被告となるべき者に対し、令和2年7月31日付内容証明郵便で、受領後7日以内に本件奨学金の返還又は相談等の連絡がなければ、法的措置に着手する意思表示をなした。
- (4) 被告となるべき者から指定期日を過ぎても何ら連絡もなく、本件奨学金の返還に応じないままである。
- (5) よって、町は被告となるべき者に対し、本件奨学金の未返還金の支払いを求める。

5 管轄裁判所

八雲簡易裁判所

6 訴訟に関する取扱いなど

- (1) 弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉顕氏ほか（札幌市）を代理人として、上記訴えを提起する。
- (2) 被告となるべき者から未返還金を返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は、和解するものとする。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 1 月 21 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

奨学金の返還に関する訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 1 月 7 日

八雲町長 岩 村 克 詔

奨学金の返還に関する訴えの提起について

1 当事者

原告となるべき者

八雲町 代表者 八雲町長 岩 村 克 詔

被告となるべき者

住 所 愛知県安城市*****

氏 名 * * * *

2 訴えの要旨

被告となるべき者は、町から奨学金の貸付けを受けていたが、長期間にわたり返還を怠り、町の再三にわたる催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで町は、被告となるべき者の債権回収に係る一切の件について、弁護士法人佐々木総合法律事務所へ委任し、本件奨学金の一括返還を請求したところ、被告となるべき者はこれに応じず意思表示がないことから、今後も自主的な返還を期待することができない状況にあるため、本件奨学金の未返還金の支払いを求める訴えを提起する。

3 請求の内容

(1) 被告となるべき者は、町に対し、貸付けを受けた奨学金 219,000 円及び未返還金に対する各返還期限の翌日から返還済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告となるべき者の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

4 訴えの提起に至るまでの経過概要

(1) 町は、被告となるべき者に対し、平成 22 年 12 月に本件奨学金の貸付けを決定し、平成 24 年 3 月まで 320,000 円の貸付けを行った。

- (2) 被告となるべき者は、本件奨学金の平成 25 年度分から令和元年度分までの償還予定額 224,000 円のうち 219,000 円の返還を怠った。
- (3) 町の代理人である弁護士は、被告となるべき者に対し、令和 2 年 7 月 31 日付内容証明郵便で、受領後 7 日以内に本件奨学金の返還又は相談等の連絡がなければ、法的措置に着手する意思表示をなした。
- (4) 被告となるべき者からは 1 度応答があったものの、その後の連絡が途絶えており、本件奨学金の返還に応じないままである。
- (5) よって、町は被告となるべき者に対し、本件奨学金の未返還金の支払いを求める。

5 管轄裁判所

八雲簡易裁判所

6 訴訟に関する取扱いなど

- (1) 弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉顕氏ほか（札幌市）を代理人として、上記訴えを提起する。
- (2) 被告となるべき者から未返還金を返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は、和解するものとする。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。

